

入札監理小委員会
第456回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第456回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年5月23日(火)17:07～18:45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価(案)の審議

○中部空港合同庁舎他3施設維持管理業務(財務省)

○水産物流通情報発信・分析事業(農林水産省)

○漂着ごみ対策総合検討業務(環境省)

2. 実施要項の変更(案)の審議

○自動車検査用機械器具の保守管理業務(関東・中部・北陸信越検査部管内)((独)自動車技術総合機構)

<出席者>

(委員)

古笛主査、稲生副主査、小松専門委員、石田専門委員、石村専門委員

(財務省)

名古屋税関総務部会計課 石原課長、田中会計監査官、山岸課長補佐、鈴木営繕係長

(農林水産省)

水産庁漁政部加工流通課 猪又課長補佐、山崎専門官、井場課長補佐

(環境省)

水・大気環境局水環境課海洋環境室 森田室長補佐、野々村主査

((独)自動車技術総合機構)

自動車技術総合機構企画部 中谷部長

自動車技術総合機構企画部企画課 林課長、小柳津課長補佐

自動車技術総合機構検査部施設課 長井課長

国土交通省自動車局技術政策課 山名課長補佐、後藤係長

(事務局)

栗原参事官 池田参事官

○古笛主査 それでは、ただいまから第456回入札監理小員会を開催します。

本日1件目は、中部空港合同庁舎他3施設維持管理業務の事業評価（案）についての審議を行います。

最初に、実施状況について、財務省名古屋税関総務部会計課、石原課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○石原課長 名古屋税関会計課長の石原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1で、中部空港合同庁舎他3施設維持管理業務の実施状況についてご説明いたします。

1の事業の概要について。対象施設は、中部空港合同庁舎、中部空港CIQ庁舎、中部空港旅客ターミナルビル官庁部分及び中部空港麻薬探知犬管理センターの4施設でございます。これらは、愛知県知多半島西側の海上にある人工島に所在しています。そのため、半島側との交通手段は、主に鉄道、または有料道路になります。

業務委託期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、維持管理業務等を一括して委託しておりまして、今年が3年目になります。

維持管理業務等の内容は、1の1の内訳に記載しているとおりです。

受託事業者は、代表企業を新生ビルテクノ株式会社、そして、構成企業を近鉄ビルサービス株式会社とする共同事業体です。

受託事業者決定の経緯ですが、総合評価方式で入札を実施しました。入札の条件である企画書の提出が3者からありまして、平成27年2月10日に開札を実施したところ、予定価格の範囲内であった2社のうち総合評価点が高かった同者を落札者とし、契約を締結しました。

続きまして、2ページをごらんください。対象公共サービスの実施内容についてご説明いたします。大きくは3点、2ページに1維持管理業務の質、3ページに2各業務において確保すべき水準、そして、4ページ中段から、3創意工夫の発揮可能性として記載してございます。

最初に、1維持管理業務の質に関しましては、質の評価として、快適性の確保が達成できていたかですが、これは年1回アンケートを実施して、最終的に満足度が70%以上になることを目標としました。結果は、実施状況のとおり27年度、28年度とも、満足とほぼ満足の合計を満足度としていますが、目標の70%以上、約80%以上を達成できています。この理由ですが、今回の契約は、契約期間を除きますと平成24年度から毎年入

札を実施していきまして、基準となる指標ができ上がっていたところに、さらに創意工夫の発揮可能性によって内容がよくなり、職員の満足度が高くなったものと考えております。その他、品質の維持、維持管理業務の不備に起因する執務の中断や空調の停止、停電、断水はございませんでした。また、安全性の確保ですが、けが人の発生等はございませんでした。

引き続きまして3ページをごらんください。当関が予定していました各業務において確保すべき水準に関しましては、A共通事項及びB各施設の業務内容に細かく記載していますが、当関が仕様で求めていた事項は全て達成できていると評価しています。

さらに4ページ目中段の3創意工夫の発揮可能性に関しましては、業者からはさまざまな提案がございましたが、その中でも5ページ中段の(3)管理業務に関するコスト低減に関する提案の中の、遠方監視システム導入による人員の削減ですが、当関の仕様では、原則2名の従事者を必要としていたところ、提案を採用して1名プラス遠方監視装置の導入によって、1つ目としてコストの削減、2つ目として設備機器の監視の24時間化、3つ目として、夜間における緊急対応設備員確保の効果がございました。特にコストの削減は、単年度当たり600万円程度でございました。また、中部国際空港は24時間空港であり、当関も24時間稼働していますので、設備等の監視時間が24時間であることは、数字として評価は難しいですが安心感がございました。

5ページ目下段の4評価に関しましては、以上の3点について、目標は十分な達成度であったと考えております。

さらにページをめくっていただきますと、6ページに実施経費に関する状況がございます。今回の3カ年契約の前年の平成26年度と今回の各年度との比較表でございます。平成26年度の総合計金額は、5,604万9,390円でしたが、今回の単年度ベースでは、4,777万6,000円と約800万円、率にして15%弱の削減ができています。

7ページ目中段のIVとしまして、名古屋税関で設置した評価委員会でございますが、今回の実施結果について報告したところ、全体的に良好であるとの評価を得ています。特に創意工夫の発揮可能性で提案された建築設備診断は、細部までよく調査・診断され、報告書もわかりやすく作成されていたため、特に高い評価を得ています。

最後に、総合評価としましては、以上のご説明のとおり維持管理業務の質、各業務において確保すべき水準、創意工夫の発揮可能性について達成していると判断できますので、公共サービスの質は十分確保できていたと考えております。そのため、今後は名古屋税関

独自でみずからの責任において行うことも可能かと考えてございます。

私どもからの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省の評価(案)につきまして、資料Aに沿って説明いたします。

1 ページ目の事業の概要等でございますが、今、事業主体からご説明がありましたので割愛させていただきますが、選定の経緯といたしましては、平成24度に財務省さんから、自主的に公共サービスの増進に向けてお取り組みいただけるというご連絡をいただきまして、選定されたというところでございます。

2 ページ目、確保されるべき質の達成状況でございますが、快適性の確保、それから品質の維持、安全性の確保につきまして、いずれの項目も目標を達成されていると評価しております。ただし、快適性の確保に係る利用者へのアンケート調査につきましては、対象数を施設利用者の約10%以上に対して実施したと聞いておりますが、施設によっては、職員の数が少ないような施設については対象者が10名未満となっている状況でございます。その点につきまして、アンケート調査のサンプル数としてどの程度が妥当であったかというところをもう少し精査すべきであったというふうに考えておりますし、実施要項の中で位置づけられていれば、その点がより審議の中で明らかになったのかなと考えております。

2 ページ目の下、民間事業者のからの改善提案でございますが、事業主体の実施状況の中で、さまざまな項目について記載されておりますが、その中でも2点について抜粋しております。1点目は、消防設備点検を行う受託事業者が、事業主体の実施する消防訓練に参画し、職員に対して消防設備機器の取扱いの説明等の指導を行ったことで、職員の基礎知識の向上につながったという点、それから、清掃業務において、年2回、有資格者によるインスペクションを実施して、業務の品質の維持・向上につなげたという点について記載しております。

3 ページ目、実施経費でございますが、事業主体からご説明がありましたように、主に遠方監視システムの導入によって、14.8%の削減率によって800万円程度の削減が単年度当たりなされているところでございます。

評価のまとめとしまして、業務の実施に当たり確保される達成目標として設定された質

につきましては、27年度、28年度の2カ年とも目標を達成していると評価しております。また、民間事業者さんの改善提案により、受託事業者が発注者の実施する消防訓練に参画し、消防設備機器に関する指導等を行う、また、有資格者による清掃作業員への指導を行ったりするなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価しております。経費につきましても、14.8%の経費削減が図られており、質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成したものと評価しております。

(5) 今後の方針でございますが、今期が1期目でございますが、今申し上げたように、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の終了プロセスの基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することは適当であると考えております。ただし、先ほど申し上げたように、達成すべき質として設定されたアンケート調査につきましては、サンプル数に留意していただきながら引き続き実施するということが重要ではないかと考えております。

総務省の評価(案)につきましては以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価(案)についてご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

1期目で良好な結果を得ているという状況でしょうかね。

○小松専門委員 優等生だから……。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 いいんじゃないかという気がしますが。

○古笛主査 あとは、アンケートのサンプル数が少ないのは、やっぱり3件とかじゃちょっと寂しいなというところもありますので、そのところを工夫していただければというふうに思いますが。

では、早いんですけれども、以上とさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業終了の方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(財務省退室)

(水産庁入室)

○古笛主査 予定の時間よりも早いですけれども、おそろいになりましたので始めさせていただきます。

続きますのは、水産物流通情報発信・分析事業の事業評価（案）についての審議を行います。

では、実施状況につきまして、水産庁漁政部加工流通課、猪又課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○猪又課長補佐 水産庁加工流通課総括をしております猪又でございます。お世話になります。よろしくご説明いたします。以降は座ってご説明させていただきます。

事前にお配りしております資料、民間競争入札事業水産物流通調査業務の実施状況について、ご説明させていただきます。参考といたしまして、横紙、ポンチ絵を2枚用意しております。場合によっては言及させていただきます。よろしいでしょうか。

事業の概要でございます。本業務は、漁業経営の安定や国民に対する水産物の安定供給を図る目的としまして、全国の主要な漁港、とった魚を水揚げする漁港がございますけれども、この漁港における主要品目、マグロとかタイとかいろいろございます、そういったものの水揚量、あるいはそこで販売されます卸売価格や水産物の在庫がどれ位積み上がるか、または減っているかといったもの、あるいは、水産物の需要供給・価格の動向を把握して情報提供するといったことを目的としておりまして、具体的には次の調査、情報収集及び情報発信から構成されているということで、アとイ、ウと書いてございますけれども、これは横紙、A4のほうもご覧になっていただければお分かりいただけると思います。同じよう若干違う調査項目、調査の周期がございます。

基本的には大きく3つに分かれております。1番目は、産地水産物流通調査ということで、もう一つは先程申しましたように、漁港におけるどんな魚がどのくらい揚がっているかという水揚量、またはその価格の調査を年単位、あるいは月単位で行っているものでございます。その右でございますが、これに関連しまして、いろいろな用途で魚は使われるものですから、用途別の出荷量についても併せて調査いたしております。これは年単位で調査しているものでございます。

それから2番目、下のほうにございまして2番目でございますけれども、とれた魚というのは、そのまま生鮮で流通せず一部は冷蔵庫、大きな冷蔵庫にしまわれまして、これは

場合場合によって冷蔵庫から出て行くといった動きがございます。このため、主要な全国の冷凍工場、冷凍庫を月ごとに調査いたしまして、どの位の在庫があるのか、またははけているのかといった情報を併せて収集し、情報発信するといったことをいたしております。

それから、これも1番目とよく似ておりますが、水揚量と価格の情報をほとんど毎日情報発信いたしております。例えば何々漁港で何がどれだけとれたといったことをほぼリアルタイムベースで出しております。30地区、35品目と若干絞っておりますけれども、これによって、今何が起きているのかといったことをお示しすることによって、生産者、流通加工業者、末端の消費者の方々、サプライチェーンのスーパー、そういった方々に対して情報を発信する、あるいはそれをまた分析する研究者の方がいらっしゃいますけれども、そういった方々にもいろいろな情報を扱っていただいているところでございます。

A4の縦のほうの紙に戻りますけれども、1の(2)でございます。契約期間、今回は平成27年度から3年間通して事業をさせていただいたところでございます。

その間の事業受託者でございますが、一般社団法人漁業情報サービスセンターという団体がこの事業を請け負っております。

それで、(4)でございます。受託事業決定の経緯でございます。この事業を行うに当たりまして、民間競争入札実施要項に基づきまして公募等をいたしましたんですけれども、その際、入札参加者が2者ございました。その中の企画書を見たんですけれども、いずれも評価基準を満たしておりました。次に、入札の価格でございます。こちらのほうは、開札した結果、そのうちの1者は予定価格を超過しておりました。もう一つの1者は、予定価格の範囲内でおりました。このため、後者について、総合評価点を算出し、結果的には(3)にございますとおり、漁業情報サービスセンター、私どもJAFICと略称で呼んでおりますけれども、JAFICが落札者となりまして、事業を実施したという経緯がございます。

その後、2ポツでございますけれども、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。私どもの考えといたしましては、業務実施において確保されるサービスの質は達成されているものと考えておりますけれども、具体的には、2ページ以降に若干その例を載せてございます。この業務の例でございますけれども、これは実際に要項がございます。その中から必要なものを抜粋して、実際にどういった対応がなされているかということ若干簡単ですが書いてございます。時間もないので簡単にご説明させていただきます。上から、業務の実施に当たって、ちゃんと水産庁と調整の上、スケジュールどお

りに事業が行われたかということは確認しているところでございます。

また、2番目ですけれども、実際に工場とか漁協とかから情報をとるわけですけれども、そういった調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合については、対応事例集に基づきましてきちんと対応するということにつきましても、記録をとっておりますけれども、きちんと対応しているということを確認しております。

それから、3番目でございますけれども、そういった日々のお願い、きちんと情報がとれているかという回収率でございますけれども、ここに書いてございますとおり、それぞれのカウンターパートに対しまして、いろいろな情報をお聞きしております。その中で、特に平成27年と平成28年の情報の回収率というのを載せてございます。基本的に一番上でございます水揚量・価格の28年が93%であったということを除きましては、基本的に目標の回収率が達成されていたと。すなわち、当初見込んだ項目については、情報をきちんと回収した上で整理して開示しているということをしておりますので、基本的な事業目的は達成されていると思っております。ただ、28年度はなぜ回収率が若干下がったことにつきましては、下の欄に書いてございますけれども、これはその年、調査対象者の担当者、漁協等の担当者の異動があって、そのときに引継ぎ等が不十分で報告が遅れることが見られたところでございますので、これにつきましては、きちんと担当者を確認して、こういったことがないように対応策を講じたところでございます。

次のページ、3ページ目でございますけれども、もう一つ、報告期限を守るとともに、水産庁が示す審査の事項を全てをきちんと審査することを掲げておりますけれども、こういった点につきましても、水産庁に対する報告期日までの報告というのは達成されておりますし、回収した調査票等を審査するに当たっても、水産庁があらかじめ示した審査事項一覧のとおり全てチェックが行われていたところでございます。アとイに書かれていますけれども、これは場合に応じてルーチン、あるいは必要に応じて、水産庁からこのデータは本当に正しいのかどうかといった確認をしております。これはもう日常の連絡の中でやっておりますけれども、そういった確認の作業については、平成27年、28年、このぐらいあったということでございますので、逆に言うと、きちんと業務の中で水産庁と事業主体が連絡をとりながら事業を遂行したということでございます。

3ポツ以降でございます。受託事業者自らの提案がありまして改善をした事項等がございます。これは昔からやっている事業でございますが、昔はローテクと申しますか、郵便、またはファクスでやっております。今でも実はかなりの部分をやっておりますけれども、

さすがにこの時代、電子メール等でできるところはやりましょうということで、担当の漁協等から電子メールで報告をいただいて、それをまとめることを進めております。下のほうに、26年と28年の比較を表で示してございますけれども、郵便、ファクスといった方法はまだございますけれども、若干数が減りまして、基本的には電子メールによるやりとり、情報の提出ということが増えていることがご覧になってわかるかと思っております。

次に、4ページ目でございます。もう一つの改良点でございますけれども、今でもファクス等、紙ベースでいただくものは紙ベースで、または電子データで回答のあったものは電子データでそれぞれ保存したところがございますけれども、ファクス、あるいは紙でいただいたものにつきましても、最終的にPDF等、電子ファイルに変換することで保管するといったことによって、過去の資料につきまして、もっと迅速に、正確に検索できるようにといったことで、作業の効率化を図っているところでございます。

それから4ポツ、実施経費の状況でございます。一応私どもは過去の状況に基づきまして計算しております。まずアは、市場化テストの導入の後でございます。これは3年間いたしましたが、単年度当たりの金額にしますと、ご覧のとおり大体5,600万円かかっているかと思っております。対しましてイは、導入前の実績でございます。これは、実施経費の中に運用支援業務とかいったものも含まれていましたので、正確な比較のために、そういった運用支援業務の部分の経費を差し引いております。これが括弧の部分でございますけれども、これをご覧になっていただくと、そういった差し引いた後の結果、計算結果は大体5,900万円というふうに計算されます。としますと、大体差し引きで300万円ぐらい減っているということで、私どもといたしましては、300万円程度、すなわち全体の事業の5%程度の事業費の削減が図られているということで、これも一つの民間競争入札導入の効果があつたと思っております。

5ポツ以降の私どもの評価のまとめ、あるいは今後の事業でございますけれども、先ほど説明しましたように、本業務の実施に当たり、確保すべきサービスの質、それから、そのために設定された目標というものは概ね達成されていると考えておりますので、良好に事業は実施されたと私どもは考えております。また、先ほど申しましたように、事業の改善、創意工夫というものもなされている、また、これが全体として経費削減にもつながっていると思っております。

一番最後の5ページでございますけれども、このように平成27年、28年の実施状況については、一定の良好な業務が実施されていると。ちなみに29年も引き続きやってお

りますけれども、問題なく業務をしております。こういった部分を踏まえまして、さらなる質の高い業務の実施及び競争性の確保に努めるということを考えますと、よろしければ、次期平成30年度以降につきましても、引き続き民間競争入札を実施して事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

水産庁からの説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Bに沿って、総務省の評価（案）につきまして説明いたします。

1 ページ目の事業の概要等でございますが、今、事業主体からご説明がありましたので割愛させていただきますが、選定の経緯といたしましては、政府系公益法人等が1者応札で受注していた事業として、平成24年度の公共サービス改革基本方針において選定されているところでございます。

2 ページ目、確保されるべき質の達成状況でございますが、実施要項の中で位置づけられた水準につきまして、目標回収率の一部につきまして達成できなかった項目がございましたが、それに対する改善策は講じられており、29年度については適切に履行されるものと考えております。

3 ページ目、民間事業者からの改善提案といたしまして、事業主体からご説明がありましたように、調査票データについて、極力郵送やファクスから電子データの提供の方法に切りかえるような努力を事業者のほうでされているといった点を記載しております。

(3) 実施経費でございますが、従前に比べて単年度当たり約300万円、削減率にして5%の削減が図られているというふうに評価しております。

(4) 選定の際の課題に対応する改善につきましては、市場化テストの導入に際して、複数年契約の導入、それから実施可能な事業者が限定されるおそれのあるシステムの運用支援・改修業務に関し、審議を踏まえ除外するなど、見直しを行っております。その結果といたしまして、2者応札が実現したものの、実際に受注している事業者は、過年度から受託している法人であるという状況でございます。

評価のまとめとしまして、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、達成できなかった項目が一部ありましたが、その要因を踏まえた改善策が講じられており、今後は適切に履行されるものと考えております。民間事業者の改

善提案については、被調査者に電子データによる調査への切りかえについて協力を仰いで、データの入力作業の省力化・入力ミスのリスク低減につながったなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価しております。経費につきましても、全体で5%の経費削減が図られており、競争性の改善によるものと評価できる一方、予定価格内の事業者は過年度から継続して受託している法人のみであったという状況でございます。

最後4ページ目、今後の方針といたしまして、今期は市場化テスト1期目でございます。今申し上げたように、経費の削減や確保されるべき質について一定の成果が得られ、1者応札も改善されたものの、予定価格内の事業者は過年度から継続して受託している法人のみであり、事業主体としては、さらなる質の高い業務の実施及び競争性の確保に向けて、引き続き民間競争入札を実施したいという意向が示されております。そのため、次期事業におきましては、業務の質を確保しながらも、本業務に関するノウハウが蓄積された現行事業者と、それ以外の事業者との間の公平な競争に資する見直し、例えば総合評価における評価項目のうちで、専門的なノウハウの有無に関連する加点のウエイトを見直すとか、応札できなかった事業者へのヒアリングを行うなどをして、情報開示等の面での改善の余地があるかどうかとか、そういったところの対策を講じた上で、引き続き民間競争入札にお取り組みいただくのがよろしいのではないかとこのように考えております。

総務省の評価（案）につきましては以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施状況及びその評価について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○石村専門委員 済みません、契約状況推移の中で、説明参加者数というのは1者、1者、1者で2者ようやく参加されて、今回応札も2者あったということなんですけど、この2者以外に参加してもらえそうな業者さんというのはあるんですか。つまり、そもそも説明会に参加する業者さんがこれ以外なかったら、また同一の事業者が要は落札するという形で、競争性というのをなかなか確保するのは難しいんじゃないかなと思ったんですけど、この2者以外、想定する業者さんというのは複数あるんですか。

○猪又課長補佐 よろしいでしょうか。ご質問ありがとうございます。ある、ないをご説明するのは難しいですけども、正直申しますと、一番左に書いてございます1者応札があった株式会社インテージリサーチ、これは民間企業でございまして、シンクタンクプラ

ス統計調査事業をされている企業でございます。こういったシンクタンク、あるいは調査をされている事業体というのは、当然ほかにもあるのかなというふうに私どもは思っております。ただ、全国津々浦々にまさにわたる魚の話であるので、その部分の専門性とか、そういったことについてはなかなか難しい部分が正直あるのかなと。その分少し一般の民間の事業者の方が遠慮されているといえますか、難しさを感じられているところがあるのかなと思いますので、全く可能性として閉じられているわけではないとは思っております。けれども、魚、流通相当に関する専門性、または全国のカバー率、そういった部分をクリアするというのは確かになかなか簡単ではないのではないかとこのを正直考えております。

○石村専門委員 今のご説明だと、また来年やったとしても、同じ業者が落札しますよというふうに受け取れたんですね。そうしたら、競争入札にかける意味がないんじゃないかなというふうに思ったんですけど。

○猪又課長補佐 済みません、もし後から担当補佐のほうが補足されますけども、もちろん最終的な結果というのを予断するものではなく、私どもが27年の契約を締結するに当たって、ここに書いてございますとおり、公募の時間を長くしたり、そういうふうになるべく広く複数の入札があるようにということをした結果、ここに至っているということです、当然次回もそういったことをして、また結果を見るというしかないのかなと思っております。

○小松専門委員 ちょっとよろしいですか。この調査の仕方ですけど、これはまず、相手は漁協なんですか。誰に聞いているんですかということをお教えいただければと思うんですけども。

○猪又課長補佐 横の紙をご覧になっていただければわかりますけれども、それぞれの調査、目的によって若干対象は異なっております。まず先ほど申しましたように、漁協、漁業協同組合というのは一番大きな対象でございます。実際、港の一つ一つに漁協があるようなものですから、漁業協同組合、あとは、実際の産地卸売市場における卸売業者、あるいは2のほうにございますけれども、冷凍工場、実際冷凍工場を運営している社、そういった場合場合に応じて複数の調査をお願いする対象がございまして、その調査の対象に応じて若干お願いする情報の種類というのも違ってきております。

○小松専門委員 こういう調査をやるときに、昔ですと調査票を用意して、そこに全部書いてください、今でもやっておられると思いますけど、書式を決めてこういう項目を全部

書いてくださいと言って、それをいただいて、こちらでデータを入力してという、そういうスタイルの調査が多かったと思うんですけども、最近ですと、こういうところはおそらくみんな在庫の管理とか流通の管理とかを全部コンピューター使って管理しているはずなんですよね、それぞれが。管理の仕方はいろんなやり方があって、各社みんな違うとは思いますが、そのデータをそのまま持ってくれば、わざわざ書いてもらって出してもらうという手間は要らなくなるはずなんです。今、最新の流通でデータ集めているところは、紙に書いて集めて入力してなんていうことはまずやっていないです。全てコンピューターの中に入っているデータを持ってきて分析するというやり方をおそらくされているはずなんです。

ちょっと気になるのは、調査の方法そのものはもう変えないというか、ほぼずっと今までのやり方をされて、結局、業者にはデータの回収とか入力とか、そういう作業だけやってくださいと多分おっしゃっているんだと思うんですけども。そうすると、これはもうある意味単純作業になるわけで、今データを集めて分析しているような会社というのは、そんなことをやる人はいないんです。むしろ、それはもう全部自動でやっていますから、システムをつくるのが彼らの仕事になってきているんです。ですから、調査の仕方を変えてしまえば、今やっているようなやり方は全然要らなくなっちゃって、それこそリアルタイムでどんな情報でもとれるという仕組みを構築することは可能だと思うんですけども、ただ、それはまたちょっと事業の中身が変わってくるので、ここでは対象にはならないと思うんですけども、私が申し上げたいのは、やり方がある意味古過ぎちゃって、それをやれるところが逆に少なくなっているというのがおそらく実態だろうと思うんです。それが1点と。

それから、魚のことがわからないと調査できないというような仕組みですと、これは調査の仕方そのものがまずいというふうに私は思います。データを集めて集計の話と、そのデータの中身が正しいかとかその分類、例えば魚の名称とか分類とか、そういうのが合っているか合っていないかという確認というのが多分必要だと思うんですけども、それは調査の方法の設定の話であって、集計の話とはまた別なんです。そこが分離していないものだから、特定のところしかできないというふうに今多分なっているんだと思うんですけども、やっぱりそこは調査の仕方そのものをもう一度検討されたほうが私はいいように思います。そうすると、あとの集計の話みたいなのは誰でもできる話になるので、これは全くまたいろんな提案が出てきて、今の仕組みを使うということになると手を挙げる

人は減ると思いますけど、データの集計・分析だけを工夫してやってくださいということになると、これはいっぱい手が挙がってくるというふうに思いますけれど。その辺で、事業の組み立てそのものが少し時代おくれかなという印象を私は持っていますという、これは感想でございます。

○猪又課長補佐 ありがとうございます。ご指摘は2つあったと思いますけれども、これ本当にお恥ずかしい話なんですけれども、調査の仕方が古いという話は、まさに3ページ目の回答方法で、いまだに郵便とファクスが多いというところにもう端的に示してございますけれども、これは正直申し上げますと、これまでの歴史の中で、やはりこういう一番基本的なローテクの方法を末端の事業者、情報をいただく事業者が好まれているというところで、過去には、通信の手段として、まさに我々が端末を提供する。そういったことまで試したことがあるんですけれども、今一番できる方法は、事務所の自前のパソコンを使っていただいて、そこからメールを送っていただくのが一番お金がかからない簡単な方法であるという中で、今メールベースの作業に移行しているんですけども、本当に、私も田舎の人間ですけど、田舎の出ですけども、田舎の漁協はまだまだ全然進んでいないところがございまして、おっしゃったいわゆるEDIといった、ある一定のレベルの企業はもうそういったものを全部システム化して、電子化しているので、それをちょっと変えるだけで提出できるのではないかとしたことなんですけど、水産の分野、特に魚の流通の分野につきましては、これまだ全然ほかの青果とか食品に比べても、導入が進んでいないというのが現実でございますので、今度ICT等を活用をして、もう少し近代的なシステムにしなければいけないという目標がございまして、正直なところを申し上げますと、津々浦々の漁協は、いまだに人がいない中で原始的な方法で情報を出して、それをまた頂いているというのが正直なところでございます。

それから、調査の方法を考えるという中で、別にこの1者、センターのための事業というわけではございませんので、何か秘密があるというわけではございませんけれども、こういった実際の調査区、調査の地域、あるいは調査の項目というのはもう既に開示しております。こういった地域でこういった項目を集めているのかというのは見てあるので、一定のフォーマットというのはほかの事業者さんにもお分かりになっているかと思っておりますので、必ずしも閉じた世界の中で情報をやりとりしているというわけではない。ただ、これは私も見てびっくりしたんですけど、マグロだけでも、マグロの種類ごとに冷凍と生鮮とか全部分けたり、そういった部分がございまして、さすがにある程度やはり土地勘があると

いいですか、漁業の実態、または流通の実態、魚を分かっていた上で調査に臨んでいただくのは、確かに新規参入が正直難しい部分はあるのかなと思いますけども、それを乗り越えて手を挙げてくれるような……。

○小松専門委員 まあ無理だと思いますね。

○猪又課長補佐 少なくとも公平な参入のチャンスを確保して、その上で競争して事業をしていただきたいというふうには私どもも思っております。

○古笛主査 いかがでしょうか。今回参加されたインテグリサーチさんというのは、特に別に水産に関係しているとかいうところでもなくて、純粹に統計調査とかとシンクタンクというところなんですね。そういったところが手を挙げてくれやすいように……。

○小松専門委員 次回も手を挙げるかどうかという。

○古笛主査 いろいろ情報開示とか、工夫のできる場所はしていただけたらとは思いますが。

○小松専門委員 ちょっといいですか。情報は開示されても、それを理解するということが必要になるとすれば、やっぱりそれは障壁になってしまうんですね。例えば医学情報、お医者さんの情報みたいなものをだっと書かれて、これを理解してくださいと言われても、やっぱり医学の知識がないとわからないというのがありますよね。だから、それと同じようなことが、意識はされていないのかもしれないけれど、あるとすれば、やっぱりそれは障壁にならざるを得ないと思うんですね。だから、そこは素人が見てわかるような部分と、それから、プロでなきゃわからない部分というのはうまく切り分けをしていただいて調査の仕方を工夫していただく、あるいはデータを扱う部分とその調査項目の設定みたいな話とは切り離していただくというようなことをしていただくと、データ処理だけということであればどこでもできると思いますので、参入がしやすくなるんじゃないかというふうに思っている次第です。ちょっとそこはもう一段階の工夫が必要なような印象を持っております。

○猪又課長補佐 ご指摘ありがとうございます。どこまで事業を分けられるのかとか、確かにシステム面だけあれば別のシステム、専門家、実は、昔はシステムの部分だけ別の会社に別の契約で出したという話があったそうでして、それが本当によかったのかという話もまたあろうかと思っておりますけれども、おっしゃった部分をちょっと踏まえながらかと思っておりますが……。

○小松専門委員 参考までに申し上げますと、入力システムというのもつくればいいとい

うものではなくて、案外専門家というのはわかっていないところがあって、素人が見たら全然難しくて入れられないみたいなものを平気でつくってくるんですね。彼らはプロだから、自分でやれるからいいというふうにして出してきちゃうんですけど、それを何も知らない人の前にぼんと出すと、こんなややこしいことができるかという反発を食らうことも結構あるんですよね。だから、そこはやっぱりつくり手をよく見て、ちゃんと親切な仕組み、おじいちゃんでも入れられるというようなものをつくってくれるところを見つけることも一つの大きなポイントになるんですね。特にコンピューターで何かやらせるというと、プログラムやっている人というのはオタクっぽい人が多いので、自分さえわかっていたらいいみたいなことで済ませてしまうところも結構あるということはちょっと念頭に置いておいていただけるといいかなと思います。余計な話ばかりして済みません。

○石村専門委員 話をもとに戻させてもらいますけど、結局、説明会に参加されなければ、そもそもその時点でまた来年も1者入札でほぼ確定という形になってしまうので、インテリサーチさんに類するシンクタンクさんみたいなところを調べて、例えば説明会に参加されませんかという案内というのは送れないんですかね。もしできるんだったらやってみたら、少なくとも説明会にまず来てもらわないことには、これはもうどう考えたってまた従来の業者さんで確定してしまうんじゃないかなと。であれば、さっき言ったように、もう競争入札をそもそもする意味がないというふうにするんですけど、どう思われますか。

○猪又課長補佐 済みません、まず、個別の業者さんに声をおかけしていいかどうかというのは、私のほうも内部でそういったことが許されるかどうかというのを聞かなきゃいけないとは思いますが、もしそれがいいのであれば、例えば過去に入札があった方、あるいは問い合わせがあった方とか、そういった、いわゆる一本づりではなくて複数の方に情報を開示して、どうですかという感じでお示しする、そのためにも、もう少し開示の期間を長くするとか説明会をできる限り柔軟に行うとか、そういった方法を考えようと思いますけれども、シンクタンク的な企業は東京だけでも相当あるというふうに承知しておりますので。

○石村専門委員 少なくとも説明会に参加してもらえる業者数を増やさないことには、これはもう結果は見えているので、そのところをお願いしたいと思います。済みません、いろいろ申し上げます。

○山崎専門官 ちょっとよろしいでしょうか。それで、先ほど言いました業者数を増やす、特定の業者さんに声をかけるというのがありますが、これは公開情報で入札情報ですので、

それにつきまして、複数の業者さんに声をかけるのであれば問題ないと思っております。

また、最近の情勢なんですけど、そういった調査事業につきまして、最近ではある有名な監査法人とかが、監査業務だけでは先細りが見えるということで、実際29年度に公開された入札に参加されたりとか、そういった調査業務に参入してくるケースもありまして、今後そういった先細りの事業とか多角経営という感覚での調査業務の参入も見込まれると思います。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。引き続き事業を継続という方向なので、いろいろ工夫をしていただけたらと思います。

それでは、事務局のほうから確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 特にないです。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(水産庁退室)

(環境省入室)

○古笛主査 よろしいでしょうか。

続きましては、漂着ごみ対策総合検討業務の事業評価(案)についての審議を行います。

では、実施状況につきまして、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室、森田室長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○森田室長補佐 本日はお忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございます。着席にてご説明させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

私は海洋環境室の森田と申します。隣が、海洋ごみの担当者、野々村と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、漂着ごみ対策総合検討業務の実施状況についてご説明させていただきます。まず業務内容でございます。海岸漂着物処理推進法に基づきまして、漂着ごみ対策を適切に進めていくということで、3点事業をやってございます。1点目が、こちらは漂着ごみの全国的な現存量、分布、詳細な内訳の把握、2つ目が、微細化したプラスチック等の漂着ごみが海洋環境に与える影響の把握、3番目、発生抑制対策等に係る全国の優良事例など、最新の情報及びその動向の把握を行うことということでございます。

契約期間でございますが、平成27年10月26日から平成30年3月30日まで、約2年6カ月となっております。

受注事業者は、内外地図株式会社でございます。

受注事業者の決定の経緯になります。総合評価落札方式により実施をしたということでございまして、入札参加者は3者というところでございます。各者いずれも技術点は満足をしている状況、そして、予定価格の範囲内の価格ということでございまして、価格、技術、そして総合評価を行いまして、内外地図株式会社を落札ということと決定しました。

確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価というところでございます。おめくりいただきまして裏面、こちらでございます。評価事項につきまして、設定した目標についてクリアしているかどうかというところを見てございます。クリアをしているといった場合には、サービスの質が確保されているということで判断させていただいております。裏面の2ページ目、下段にあります実際に出前講座を受講した生徒などからの評価である普及啓発、3ページ目の検討会の委員からの評価である検討会の開催状況まで、こちらの各達成すべき必要な水準とその評価というものを示しております。こちらの7つの評価事項につきまして、全て設定した指標をクリアしているという状況でございます。こういった状況で、7つ全てが評価として適切なサービスの質が確保されているという判断をしております。

続きまして3ページ目ですね。3ポツ、実施経費の状況、そして評価のところでございます。実施経費につきましては、税抜きで今回の1カ月相当の金額、こちらは月割で245万円に対しまして、市場化テストの実施の前というところで見ますと、900万円でございます。削減率というところが約73%となっております。業務内容が完全に一致はしておりませんが、市場化テストの効果があらわれていると。単純比較できないものの、市場化テストの効果があらわれていると考えております。

次でございます。4ポツ目、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。海洋ごみ関係について、本事業とはまた別途2つ調査事業などを行っているところでございます。こちらについて、海岸漂着物などの種類、そして組成、組成というのはプラスチックだとか、どういったものから海岸漂着物が構成されているかというものですが、そういったものについての調査を行っているところです。従前は、自然物、人工物といった2分類で行っていたんですが、ほかに環境省が行っている2事業は、実は自然物、漁具、漁具を除いた人工物と分類が異なっていたと。環境省が行っている3つの事業の中で、本

事業だけ少し分類が異なっていたためにほかの事業との調査がなかなかしにくかったというところ、今回民間事業者から提案がありまして、ほかの事業との結果の比較可能性を担保していくということで、結果の整理をほかの事業とそろえて、自然物、漁具、漁具を除いた人工物といった3分類で行うよう変更したと。漁具というのは特に漂着物が多いので、こちらをきちんと特出しをして、対策の必要なところを考えていく必要があるだろうというところで、こちらの提案は非常によろしい提案だったと思っております。こちらによって、他事業との調査結果の比較も行えるようになったというところで、より今回の海洋ごみの実態調査の結果について、政策に生かすために有効な活用をすることができるようになったと考えているところでございます。

また、漂着ごみ対策などに資する事例集の作成のお話でございます。こちらについて、漂着ごみの発生抑制対策に係る事例、漂着ごみの効率的な回収に係る事例、そして、処理に係る事例のほか、民間事業者から新たに提案があったということで、例えば平成29年度には、広域的な地域を広くまたがったような形で発生抑制だとかを取り組んでいるような事業の例、あるいは、民間をうまく活用して連携して行っている事業の例、あるいは海のない県での活動として漂着ごみ対策に資するような活動の例についてもその事例集に加えるというところの提案がございまして、こういった現在取り組みがおくれている、海岸がある県に比べてなかなか問題の認識がしにくいような内陸県などの場所における発生抑制対策を促す効果が期待できる場所となっております。

最後、全体的な評価、一番最後のページ、5ポツ目でございます。本事業は、市場化テストの2期目というところでございます。平成27年10月から実施している今回2期目につきましても、いずれの項目も、確保されるべき公共サービスの質として設定された要求水準については全て達成という状況でございます。この点、事業者は円滑に業務を実施していると評価できると環境省は考えております。さらに実施経費というところでございますが、これも市場化テストの導入以前につきまして、業務内容が完全に一致しないというところはございまして、単純比較は難しいところですが、実施前の従前の経費に比べて1カ月当たり655万円の経費削減を実現しているという現状でございます。こういった状況でございますから、サービスの質の維持向上、そして経費削減双方の実現を達成できていると評価できるかと考えております。

また、1者応札が続いていたというところで市場化テストの取り組み開始をしたところでございますが、1期目は2者、2期目の今回は3者からの応札があったという現状でござ

ございます。当初の課題であった1者応札についても、きっちりとクリアをしているという状況でございます。こういった状況を総合的に判断させていただきまして良好な実施結果を得られていると考えております。

このことから、次期の事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、終了プロセスに移行した上で、みずから公共サービスの質の維持向上、そしてコスト削減というところを図っていきたいと考えております。

環境省からは以上でございます。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 事務局から説明させていただきます。お手元の資料Cをごらんください。

1枚目の事業の概要等につきましては、環境省の説明と重複しますので省略させていただきます。本事業においては、3者応札であり、いずれも予定価格内で行われました。説明会参加者は5者でした。前回平成26年12月から平成27年3月の受託事業者は、株式会社日本エヌ・ユー・エスでありましたが、内外地図株式会社へ変更されています。

続きまして、IIの評価についてご説明させていただきます。結論から申し上げますと、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

検討事項につき説明してまいります。2ページ目以降の対象公共サービスの実施内容に関する評価について説明いたします。①普及啓発活動に関する3項目、②検討会に関する3項目、③成果物(事業に関する報告書等)に関する項目について、いずれも必要な水準である肯定的回答75%以上を達成していますので、確保されるべき達成目標として設定されたサービスの質については、全て目標を達成していると評価できます。なお、民間事業者からの改善提案につきましては、環境省の説明と重複しますので、省略させていただきます。以上が質の評価になります。

3番目の実施経費についてですが、業務内容が一致しないため単純比較はできませんが、市場化テスト実施前の従前経費と実施経費を比較したところ、72.8%経費減少しております。

4番目の選定の際の課題に対応する改善についてですが、競争性に課題が認められたところ、前回に引き続き、参加資格の見直し、従来の実施状況の開示、複数年契約への変更、対象業務の変更等を行い、結果3者応札するに至り、改善が認められました。

続きまして、5番目の評価のまとめと6番目の今後の方針について、まとめて説明させていただきます。本事業の市場化テストは、今期が2期目であります。事業全体を通じての実施状況は次のとおりです。①実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。②環境省に設置している外部有識者で構成している物品・役務等に係る契約適正監視等委員会において、事業実施状況のチェックを受ける予定である。③入札において、3者の応札であり、競争性が確保されていた。④確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。⑤経費削減において、従前経費からの削減率、72.8%の効果を上げていた。以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施状況及びその評価について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○石田専門委員 終了プロセスへ移行することについては異議はないんですが、実施経費の削減状況の書きぶりなんですけれども、月割にして1カ月当たり655万、72.8%削減というのは、月割にする意味というのはあるんでしょうか。25年度、26年度は、単年度だった、ただし4カ月だった。27、28、29は複数契約にしたので3カ年なので、やっぱり年度ごとに割られたほうが、30カ月で割る、1カ月ごとに全ての調査報告というのを例えばまとめのものを出されたりとか、そういうことなんですかね。

○森田室長補佐 実際の事業はどうやっているかといいますと、例えば単年度で4カ月契約している場合も複数年で3年間で通年で契約している場合も、1年度についてやるべき調査というのはほとんど同じ内容です。それを年度の最後のところで取りまとめていくというのも同じやり方をしております。そういったところで、年度でこちらの経費を見たほうがいいというところで、それは我々と一般のルールがほかの事業の評価との整合もありましょうから。

○石田専門委員 今のお話を言われたように、年度ごとに事業をやっている、ただ今回は複数年度にしたので3年になったということなので、それで単純に30カ月でやって1カ月で割るというのは、やはり比較の仕方としては適切ではないのかなと。ただ一律に、ここにも書いてありますように、業務内容が完全に一致しないということなので、総務省さ

んの方の資料Cのところは別紙で、増えたのが22%で減ったのが10%ということを出されていますから、それを加味して書かれたらいかかかなと思うんです。ただそうすると、実施経費が実際は若干上がり傾向に読めてしまうんですけども、今人件費が上がっているんで、そのところは、経費は絶対に削減じゃないと終了プロセスに行けないということでもないような気がするんですけど、どうなんですかね。

○小松専門委員 ちょっとその前に、4カ月とか30カ月で書いておられる根拠はどういうことなんですか。なぜその4カ月とか30カ月という月数で書かれているのかというのはちょっとわからなかったんですけど。

○森田室長補佐 実際は契約が12月にされて、年度の終わりまでやったというその実事業をやっていたものが平成25年度が4カ月間、26年度が4カ月間で、これが実際の事業の実施状況というところで、今ご質問はそういったことでよろしかったでしょうか。

○小松専門委員 わかりました。

○森田室長補佐 恣意的に何かしたのではなくてというところですか。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生副主査 でも市場化テスト実施前で3,600万でしたよね、年度で。実施後で3年間で7,350万だから7,500万とすると年間2,500万ぐらいですよ。だから、単純に言うと、3,600が2,500に大体なったという感じですね。

○森田室長補佐 そうですね。

○稲生副主査 しかも業務量が増えているわけですから、だから仮に年度で見たとしても、削減は図られているという理解でいいわけですよ。

○森田室長補佐 さようでございます。環境省としては、特に年度で割ってというところで異議はないところで、一般的なほかの事業で……。

○稲生副主査 今はさまざまですね。

○森田室長補佐 どういう整理をしているのかがよくわからなかったところですか。

○稲生副主査 要するに私も結論には全く異論はありません。

○古笛主査 そうですね。良好な結果で。

○小松専門委員 書きぶりとしては、やっぱり年度でやっていただいたほうがいいのかという気はしますけどね。ほかはほとんど年度でやっていますので。

○森田室長補佐 そうですか。失礼しました。では……。

○稲生副主査 年度で出していただいて、これプラスさっきの注意書きの1番目ぐらいで

すか、差し引きで業務量が増えているということも加味して、それにしても効果があったというふうな結論になると思いますので。

○森田室長補佐 わかりました。

○稲生副主査 事務局、調整いただければ。

○古笛主査 そうですね。そこの書きぶりだけなので、ちょっとその調整をしていただければと思います。

○森田室長補佐 ありがとうございます。

○古笛主査 では、よろしいでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。今の点は調整をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○森田室長補佐 ありがとうございました。

(環境省退室)

(自動車技術総合機構入室)

○古笛主査 予定の時間より早いですけれども、おそろいになりましたので始めさせていただきますと思います。

続きましては、自動車検査用機械器具の保守管理業務の実施要項の変更(案)の審議を行います。

本案件につきましては、独立行政法人自動車技術総合機構企画部、中谷部長よりご説明をお願いいたします。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○中谷部長 自動車技術機構の企画部、中谷でございます。よろしく申し上げます。資料で説明させていただきます。

検査用機械器具の保守管理業務の受託についてでございます。これの採用方針についてご説明させていただきます。1ポツの経緯の中の(2)からですが、前回、3月に入札を行いまして、残念ながら不調に終わっております。この理由でございますが、(3)に記載しております。応札業者に確認をしたところ、検査用機器の点検業務というのは非常に技術能力の高い者じゃないと対応できないと考えておると。よって、工賃、その単価も高くなって積算が上がりましたということでありました。一方、当方の考え方としては、機構で使っている検査機器といいますのが一般の自動車整備工場にあるものと比べて特殊かという、そんな特殊じゃないというふうに考えていまして、一般の整備工場の点検は、自

前の自動車整備士が行っておりますので、そういう特殊な専門性というのは必要ないのではないかと考えていまして、それを踏まえた工賃を基礎にして算出を行っております。結果的に入札価格はつり合わなくて不調に終わったという原因になっております。

(4) これからどうするかということでございますが、基本的に金額的な乖離につきましては、やはり応札業者が1者しかないというところが一つ問題かなと思っております、競争性がある種働いていないということが原因と考えておりまして、基本的に競争性を高めるために別な応札者を探していくということを引き続きやっていく必要があるのかなと思っております。過去に別な応札者が参加した事例もございますので、その事業者を中心に、もう一度当方の点検業務の内容について丁寧に説明をして、応札を促したいなと思っております。一方で、今回応札した事業者に対しても、やはりある種オーバークォリティーな対応をしているわけで、そこまで点検で必要ないですよというところを引き続き丁寧に説明をして、入札条件を理解してもらって応札していただくというようなことを並行してやっていくこととしております。そういうことを今後対応していきたいなと思っております、実際の実施要項につきましては、新規参入の方への配慮も考えまして、あまり変更する必要はないのかなと思っております。基本的には、前回の実施要項の、期間を2年として変更せずにもう一回トライしてみたいなと思っております。

一部、次のページになりますが、上から4行目のなお書きのところでございますけども、点検項目の中で、これは応札者から要望があった事案であります、当方の検査機器の中で自動方式の総合検査という機器がございまして、小型車がメインなんですけども、大型車も含まれることに最近なっております、大型車対応の機械については、それ専用の機構も存在しますので、そこはちょっと分けた形で点検項目を決めまして、その分を変更点として入札をもう一回トライしたいなと思っております。

最後になりますけども、前回ご審議をこの場でいただいたときに、次うまくいかなければやはり区割りといいますか、事業規模の見直しも考えたらどうかとご指摘いただいていたんですが、それにつきましてもちょっと検討はしたんですけども、やはり対象範囲を細かくしていくとその分だけ契約の本数も増えていくということで、一方で、その契約の管理業務の手間が大分かかっていくということもありますので、次回もそういうことを考慮しまして、もう一度対象範囲、地域の対象範囲の区割りといいますか、につきましては、今回と同じような範囲で対応させていただければなと考えておりますので、ご理解をいただけたらなと思っております。

以上が変更点と今後の対応でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 ちょっとよろしいでしょうか。これは1回の点検作業にかかる人数と時間ってどのぐらいなんですか。

○小柳津課長補佐 小柳津といたします。

1回にかかる作業につきましては、大体1チーム4人になります。かかる時間につきましては、それぞれの機械によって種類が違いまして……。

○小松専門委員 細かい話はよろしいので、例えば1回定期点検みたいなことをやるとしたら、4人来られて何日ぐらいいられるのですか。

○小柳津課長補佐 1コース当たり大体半日ぐらいではないかと。

○小松専門委員 半日終わったらもう帰る？

○小柳津課長補佐 1事務所に1コースではなくて、多いところであれば6コースありますので、そのまま多いところは泊まって翌日またやると。

○小松専門委員 2日、3日かけてやるというそんな感じですか。

○小柳津課長補佐 はい。

○小松専門委員 わかりました。費用が合わないというところが問題だと思うんですが、例えばどこかが受けてあるエリアを全部やるとすると、技術者、作業する人たちはそこから派遣されてくるという感じになるんですか。それとも、地元のどなたかをその会社が雇用するというか、契約して作業してもらおうという形になるのか、どっちを想定されているんでしょうか。

○中谷部長 両方あると思います。それはその請け負った事業者の規模とかにもよります。支店が多いところは近くから行けますし、ないところ、拠点が少ないところは遠くから行くと。いろんなパターンがあるかと思います。

○小松専門委員 多分今は、おそらく地元の人たちに特命か何かで頼んでおられると思うんですけども、ちょっと危惧しているのは、やっぱり人を動かす、動かすというか移動させる費用がばかにならないのではないかというふうに思っていて、それがその作業で得られる費用に比べて過大というか、かなりの額になると、その分はやっぱり工賃に上乗せをせざるを得ないというのが多分業者の立場だと思うんですね。そうすると、ある意味

業者にしても、非常に効率の悪い仕事をせざるを得ないということになって、どうしても入札価格は上がるということになるんだろうと思うんですね。地元でできるのであれば、わざわざ中央に、どこかに集約してやることの業者側の非効率さみたいなものが逆に表に出ているのではないかなというふうにちょっと懸念をしております。そこが解決しない限りは、やっぱり業者としては値段を下げることはしないと思うんですね。やっぱり損してまでやる仕事ではないと思いますので、その問題が何かずっと尾を引いているような気が私はしているんですけど。

○中谷部長 確かに移動の問題というのはあるかなとは思っております。2つあると思います。旅費をちゃんと積んでいるかというのと、あと移動時間がその間人件費が落とされるということだと思うんですが、そこはこれから積算をやっていく中で工夫の余地はある部分かなとは思っています。現状でも旅費につきましては、例えば中部地域でしたら各拠点当然あるという前提ではなくて、小規模の事業者にも一応配慮した形で、例えば名古屋でしたら名古屋から動いていくという前提で旅費を積算は今もしてはおりますので、そこはある一定の配慮はできているのかなと考えております。何も配慮はしていないということはないという状況でございます。

○小松専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○古笛主査 そのほか、ございませんでしょうか。

○石田専門委員 結局不調になってしまったので、本年の4月1日から9月30日までの間というのは、点検をでもやらないといけないので、何らかの形で、随契とかで地元の業者さんにやっていただいているという理解でいいんですか。

○中谷部長 そうですね。

○石田専門委員 そうですね。そうすると、その随契の価格帯というんですか、と予定価格というのは同程度なんですか。それとも、今みたいに移動したり包括にするので、時間とかで逆に高くなっているんですか。その辺を教えてください。

○小柳津課長補佐 落としたとしても、まず随契というのはそれぞれの検査部といいますか、地方においてまた入札をかけます。最終的に落ちなければ不落随契という形になっているんだと思うんですけど、金額的には作業工賃、日当というものの考え方は同じでやっていますので、ほぼ変わっていないのかなと思います。

○石田専門委員 市場化テストというのは競争性の確保なんですけど、質を落とさない適正な価格でといったときに、市場化テストでまとめてやって競争性をやったら、逆に先ほ

どからの旅費と時間で価格が上がってしまうのであれば本末転倒な気がするんですね。なので、そこはもう今実際、半年いろんなところで随契をやっていらっしゃるわけですから、ほんとうに市場化テストでやって、積算して予定価格と今、随契でやっているそれを全部足し込んだ金額とどっちのほうで廉価というんですか、コスト効果的なのかというのは一度ご検討したほうがいいような気もいたします。

○中谷部長 ありがとうございます。

○小松専門委員 ちょっとよろしいですか。

○古笛主査 はい。

○小松専門委員 国土交通省からも来ておられるので、国土交通省として、こういう形で包括契約することの意味というか、それはどういうふうにお考えになっているかということちょっと伺いたいなと思っているんですけど。

○山名課長補佐 確かに難しい問題とは思いますが、確かに単純作業の積み重ねではあるんですけども、時間的な制約は当然ありますので、私どももその機械を使って通常業務する必要がありますから、単純とはいえかなりの経験が必要な作業ではあるので、なかなか一言で言うのは難しいかなという印象は常々私どもも現場にいる時代からは思っていることはあります。

○小松専門委員 そうだとすると、それなりにやっぱり技量のある人でないとできないというふうに考えてよろしいんですかね。

○山名課長補佐 全くの素人ではやっぱり難しいのかなという思いはあります。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 今後のスケジュールも踏まえた上でどうするかというところは思うんですけども、今回の変更のままやってみるかですかね。

○小松専門委員 これは何回もやっているあれなんですけども、大きくは変えたくないというのがそちらのご意向だと思うんですね。我々が危惧するのは、また同じことの繰り返しになるのではないかということに危惧をいたして、そこの扱いをどうするのか。ちょっと変な言い方になりますけど、今回もしさらに同じことが起きたとしたときにどうするのかということも、少し考えておく必要があるような気がしますね。そもそも市場化は無理だということであれば、もうテストの対象から外してしまうということも考えられるわけですね。その辺も含めて検討いただいたほうがいいのかというふうに私は思うんですけどね。いかがでしょうか。主査もお考えだと思うんですけど。

○古笛主査 今回どこまで大きく抜本的な変更というのは今から難しいと思うので、今回はこういった変更でやってみて、そして開札の結果が秋に出るので、それを踏まえた上で。また、同じようなことが起きたならば、根本的なところからのご検討というものも踏まえた上でということをお願いするということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○小松専門委員 それしかないんじゃないかと思いますが。

○古笛主査 何かご意見はございませんでしょうか。

○稲生副主査 ですから、そこはお約束いただくことが私は大事だと思っていて、前回も、不調な場合には事業規模の見直しも含めて大幅な見直しの検討が必要と、こちらからある程度強い申し入れをさせていただいたにもかかわらずこういう結果になっているのもあると思いますので、そこはやはりきちんと次回は、もしうまくいかなければ分割するとか新たな方法とか、そこは抜本的な検討をお約束いただけませんか。ここはぜひ、今日国土交通省さんもいらしていますので、それをお約束いただければというふうに、これは強目に申し入れさせていただきたいというふうに思います。

○中谷部長 わかりました。ここについても抜本的に、今、対象範囲を関東だけ2つに分けたということになっておるんですけども、もっと細かく細分化して、小規模のそういう地場の事業者も参入しやすくするという方向で考えたいと思います。次回不調に終わったときはですね。

○稲生副主査 これだけ続くと、やはりちょっと変えないといけない時期に来ていると思いますし、そこで契約事務のご負担が増える、確かにそうなんだけれども、でも現実問題として、結果的に不落随契ばかり続いているのであれば、やっぱりこれは見直さないといけないんじゃないかなという感じがいたしますね。ぜひご検討お願いしたいなと思います。

以上です。

○古笛主査 じゃ、もうこれはラストチャンスということで。

それでは、本実施要項の変更につきまして、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 今のような意見なんかも監理委員会への報告へ反映させていただこうかと思えます。ありがとうございます。

今後、内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(自動車技術総合機構退室)

— 了 —